

宮崎大学教育学部附属中学校コンプライアンス推進委員会設置要項

平成28年 4月18日

1 目的

本校教職員一人一人へのコンプライアンス意識の徹底を図り、倫理意識の高い職場づくりを推進する。

2 所掌内容

- (1) 校内における不祥事防止及びコンプライアンスの取組内容の策定・推進に関すること
- (2) 校内における取組状況に係る点検に関すること
- (3) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントに関すること
- (4) 風通しの良い職場環境づくりに関すること
- (5) その他不祥事防止、コンプライアンスの取組の推進に係る重要事項に関すること

3 コンプライアンスリーダーの設置・拡充

- (1) コンプライアンスリーダーに教頭を充てる。
- (2) 所掌事務

コンプライアンスリーダーは、校長の指示を受け、次の業務を行う。

- ① 校内におけるコンプライアンスに係る注意事項の洗い出しとチェックシートの作成
- ② チェックシートに基づく定期的な点検の実施や改善への取組
- ③ コンプライアンスに係る職場研修の実施
- ④ 職員からのコンプライアンスに係る相談への対応
- ⑤ その他不祥事防止やコンプライアンスに係る具体的な取組の推進

4 構成員

- 委員長 校長
- 副委員長 教頭（コンプライアンスリーダー）
- 委員 (教頭)
主幹教諭（教務主任）
学年主任
生徒指導主事
セクシュアル・ハラスメント相談員（養護教諭、PTA女性副会長）
パワー・ハラスメント相談員（養護教諭、PTA女性副会長）
その他委員長が必要と認める者（学校評議員、保護者のセクハラ相談員、パワハラ相談員）

5 設置・運営上の留意点

- (1) コンプライアンス推進委員会の設置に当たっては、必要に応じて、学校評議員、PTA関係者、保護者のセクハラ相談員・パワハラ相談員等に委員の委嘱又は意見の聴取を行う。
- (2) コンプライアンス推進委員会は、母体となる委員会と併せて開催するなど、効果的かつ効率的な実施・運営に努めること。
- (3) コンプライアンス委員会、コンプライアンスリーダーを取組推進の核として、毎年度の取組内容の策定や実施について、構成員が参加する他の会議等（校務分掌部会、学年会、教科部会、学校評議委員会等）において議題とするなどして、教職員が幅広く関わられるような工夫をするなど、ボトムアップの体制づくりに努める。

6 年間活動計画

- 4月 年間の取組内容の策定
- 8月 定期点検・報告
- 2月 定期点検・報告
- 3月 年間の取組に係る総括